

三戸町空き店舗活用事業費補助金

町では、空き店舗の有効活用を促進し、商店街のにぎわいづくりにつなげるため、新規に出店する店舗の改装に要する経費の一部を補助します。

対象事業者（個人または法人）

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 1年以上継続して営業すること。
- ② 1日3時間以上かつ週3日以上営業すること。
- ③ 出店区域において商店会団体など組織の構成員となり、地域のイベントなどに積極的に参加すること。
- ④ 納めるべき税金や保険料などを滞納していないこと。（直近3カ年）

対象事業

次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 小売業、サービス業およびコミュニティビジネス（IT関連含む。）を営むための改装工事であること。
- ② 改装工事のすべてが町内に本店を有する事業者の施工であること。

対象経費

- ① 内装工事 ② 外装工事 ③ 給排水衛生設備工事
- ④ 空調設備工事 ⑤ サイン工事および電気・照明工事など建物と一緒に機能する設備の設置に要する経費（商品陳列棚、店舗看板などで改装工事により建物に固定されるものを含む。）

補助金額

【新規事業者】

対象経費の
5分の4以内の額
上限 100万円

【既存事業者】

対象経費の
3分の2以内の額
上限 50万円

※ このほか、要件がございます。

※ 申請前にご相談ください。交付対象となることが確認できた後に、それぞれのケースに応じた申請書類をお渡しいたします。

～未来への承継～

経営者の皆さん、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか？

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします。

親族内承継

従業員への承継

第三者への承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事 三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- 親族内承継などに関するさまざまな相談
- 長年築いた技術を次世代に残したい人
- 具体的にどのように承継すればよいかわからない人
- 事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている人など

～事業承継全般の相談なら～
青森県事業承継ネットワーク事務局
((公財)21あおもり産業総合支援センター内)
TEL:017-732-3530 FAX:017-735-5777
E-mail:shoukei-net@21aomori.or.jp

- 事業引き継ぎに関するさまざまな相談
- 親族に後継者がおらず、廃業または会社やお店の譲渡を考えている人
- 後継者のいない会社やお店の引き受けを希望する人など

～会社・お店の譲渡、引き受けの相談なら～
青森県事業引継ぎ支援センター
((公財)21あおもり産業総合支援センター内)
TEL:017-732-1040 FAX:017-735-5777
E-mail:hikitsugi@21aomori.or.jp